

近畿地方年金記録訂正審議会（第1回総会）

日時：平成27年4月24日（金）15:05～

会場：大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室

○事務局（大森課長補佐）

それでは、ただ今から、第1回近畿地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。議長選出までの間、私が暫時議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、近畿地方年金記録訂正審議会の委員に任命させていただきました委員の方々を御紹介します。お手元の左手、縦長の「資料1」のほうを御覧ください。1ページめくっていただきますと、「委員名簿」となっております。委員の方々の肩書などは名簿を御覧いただき、恐縮ではございますが、お名前のみ御紹介させていただきますので、御起立をお願いいたします。

- 東 尚吾 委員でございます。
- 石谷 隆子 委員でございます。
- 大串 恵子 委員でございますが、本日は御欠席でございます。
- 大野 潤 委員でございます。
- 河村 潤子 委員でございますが、本日は御欠席でございます。
- 川村 哲二 委員でございます。
- 岸本 由起子 委員でございます。
- 小牧 美江 委員でございます。
- 塩 雅晴 委員でございます。
- 鈴木 哲 委員でございます。
- 関戸 一考 委員でございます。
- 高熊 重勝 委員でございます。
- 田中 雅子 委員でございます。
- 谷山 良子 委員でございます。
- 樽谷 かず子 委員でございます。
- 中石 慶子 委員でございます。
- 中嶋 廣美 委員でございます。
- 那須 厚郎 委員でございます。
- 南部 久夫 委員でございます。
- 濱 和哲 委員でございます。
- 早澤 照一 委員でございます。
- 松村 信夫 委員でございますが、本日は御欠席でございます。
- 溝渕 一也 委員でございます。
- 山下 大 委員でございます。
- 吉井 寛 委員でございます。
- 吉岡 奈美 委員でございます。

米子 ふくみ 委員でございます。

渡辺 善雄 委員でございます。

以上、近畿地方年金記録訂正審議会の委員総数は、28名でございます。

続きまして、事務局の出席者を御紹介します。

近畿厚生局長の山本 光昭でございます。

○山本局長

山本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（大森課長補佐）

年金管理官の樋渡 徹でございます。

○樋渡年金管理官

樋渡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（大森課長補佐）

年金指導課長の浅見 雅彦でございます。

○浅見年金指導課長

浅見でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（大森課長補佐）

年金調整課長の中内 明でございます。

○中内年金調整課長

中内です。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（大森課長補佐）

年金審査課長の日野林 裕でございます。

○日野林年金審査課長

日野林です。よろしく申し上げます。

○事務局（大森課長補佐）

年金審査課の課長補佐、飯塚 正人でございます。

○飯塚年金審査課課長補佐

飯塚です。よろしく申し上げます。

○事務局（大森課長補佐）

そして、先ほども申し上げましたが、私、年金審査課の課長補佐の大森かほるでございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、近畿厚生局長の山本より、御挨拶申し上げます。

○山本局長

あらためて、近畿厚生局長の山本でございます。

では、近畿地方年金記録訂正審議会の第1回総会の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。

最初に、本来業務等、大変多忙な中、当審議会の委員に御就任いただいたこと、そしてまた、本日、御出席賜りましたこと、あらためて深く感謝申し上げます。

皆さま御承知のように、年金記録の確認・訂正という手続きに関しましては、さまざまな、厚生労働省に対する批判の中で、平成19年6月から、総務省のほうで臨時的に年金記録確認第三者委員会ということで、訂正のあっせんを厚生労働省に対して行うといった制度で進んできたわけでございますが、このたびの法改正によりまして、本年4月から年金の担当である厚生労働省に対する訂正請求手続きが新たにスタートしたわけでございます。

そういった中で、委員の皆さま方には、それぞれの年金の訂正に関して、その妥当性につきまして御審議いただくということで、今回お願いした次第でございます。

もとより皆さま御承知のとおり、年金制度というのは、社会保障制度の重要な、大切な柱と言っているのではないかと思います。これに対して、全ての国民から信頼され、そしてまた期待され、納得できる制度ということで求められますのは、やはり公平かつ公正に運営されているということかと思っております。そういった中で、是非この年金記録の訂正請求事案等につきまして、皆さまにおかれましては、あらためて公平かつ公正な、また専門性を生かしていただきながら御審議を賜ればと思っております。

結びに、あらためて本当に大変な業務をお忙しい中、この厚生労働省の審議会の委員としていろいろと御協力、御理解、また御支援いただく場面も多かろうと思っております。

どうぞこれから、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

○事務局（大森課長補佐）

では、議事に入る前に、お手元の資料の御確認をお願いします。

右手の方に配置図、議事次第、そして今日の事務局出席者名簿がございます。左手の方には、「議題1」、「議題2」、「議題3」、そして「参考」というレジュメでございます。

「資料1」、「資料2」とあるのは、本日の議題に関する資料でございます。

これとは別に、ファイルに綴じているものは、記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などを綴った資料集でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日の会議の成立について、年金審査課長の日野林から報告いたします。

○事務局（日野林課長）

日野林でございます。よろしくお願いいたします。

ファイルに綴じている「地方年金記録訂正審議会規則」243 ページ、一番後ろです。この一番下の第7条第1項において、委員の半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない、とされております。

本日の会議について、委員総数28名に対しまして、25名の委員の出席をいただいております。「地方年金記録訂正審議会規則」第7条第1項の規程に基づき本会議が成立していることを報告させていただきます。

【議題1】会長の選任について

○事務局（大森課長補佐）

では、本日の議事に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」でございます。

横長の「議題1」を御覧ください。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきまして、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、御発言をお願いします。

はい、石谷委員、どうぞ。

○石谷委員

弁護士の大野潤先生にお願いできればと私は思っております。

○事務局（大森課長補佐）

はい、ありがとうございます。

只今、石谷委員から、大野委員にお願いしてはどうか、という御発言がありましたが、ほかの委員の皆さまいかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（大森課長補佐）

はい、異議なしということで、大野潤委員に会長をお願いしたいと思います。

大野委員、よろしくお願いいたします。

それでは、大野会長には会長席にお移りいただき、一言、御挨拶をいただければと存じます。

○大野会長

只今御選任いただきました大野でございます。

平成19年に、年金の記録の問題が発生しまして、先ほど局長が申されたとおり6月に総務省におきまして、年金記録確認第三者委員会が設けられました。大阪、後に近畿では、川口委員長のもと、精力的に活動なされ、多大な成果を収められたと聞いております。

私も6年間、委員で頑張りました。そして今回、厚生労働省に移管されるということで、更なる国民からの年金行政に対する信頼を確保し、具体的にはこの審議を十分充実させたものにし、そして、公正な判断を示していきたいと、斯様に思っております。

何卒、未熟であります。皆さまの御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○事務局（大森課長補佐）

ありがとうございました。それでは、選出された大野会長に、議長として今後の議事進行をお願いしたいと思います。皆さまよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは、議長、よろしくお願い致します。

【議題2】近畿地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について

○大野議長

それでは、2番目の議題に入ります。「議題2」は、「近畿地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について」です。

事務局から、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則（案）につきまして、説明をお願いします。

○事務局（日野林課長）

はい、それでは私の方から説明させていただきます。

先ほどの、ファイルに綴じている、一番後ろの244ページ、第10条の規程において、「議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」と定められております。

この規程に基づいて定める「近畿地方年金記録訂正審議会運営規則（案）」について、説明させていただきます。

議題の2、それから資料の2は案文を掲載しております。

議題の2で抜粋をさせていただいておりますので、議題の2、抜粋の方を見ていただけますか。

1枚めくっていただいて1ページでございます。

会議の招集行為についてでございます。

審議会は会長、部会は部会長が招集し、審議を運営する。招集するときには、緊急の場合を除き、あらかじめ書面をもって通知をするということになってございます。

ただ、審議会、部会に出席できないときは、会長、部会長に届け出るということになってございます。これについては、審議会なり部会の成立の要件を確認する必要があることから、欠席の場合については、事前に届けをしていただくよう御理解をお願いしたいと思います。

次に部会の設置でございます。

審議会に7以内の部会を置くことができる、ということの規程でございます。

次に諮問の付議、会長は諮問を受けたとき、各部会長の意見を聞いて、取り扱う部会を定め付議することができる、部会長は、当該部会で取り扱うことが不相当と認めるときは、会長にその旨報告しなければならない、会長は部会を変更する必要があると認めるときは、取り扱う部会を変更することができるという規程でございます。

次に2ページ目、議決についてでございます。

部会に付議された事案は、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

次に委員の除斥事項でございます。

審議会規則の中の第7条第4項にも、利害に関係する事項との記載がございます。このことについて記載されている部分で、親族の方や後見人等法的な関係のある場合、それから委員の先生方が請求者等と利害関係のある場合ということが規定されております。

次に会議の公開でございます。

基本的には非公開となっております。ただし、会長が認めるときは公開することができる、という規程でございます。本審議会の運営に支障を来すと考えるようなものについては、原則非公開になろうと思っております。

次に、口頭意見陳述及び説明聴取の項目でございます。

請求者には意見陳述、事業主には説明聴取の機会を与えるということの規程でございます。この取扱い、詳細等については、後ほど説明をさせていただきます。

次に議事要旨等でございます。3ページでございます。

議事要旨を作成し、公開する、議事録を作成する、審議会の答申は書面で行い、公開するというところでございます。

その他として、規則で定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は会長が定めることとなっております。口頭意見陳述及び説明聴取の取り扱いの詳細については、後ほど説明させていただき、その場で御意見をいただきたいと考えております。

あと、資料2の案、第15条、3ページでございます。部会への適用ということで、第15条において、審議会を部会に、会長を部会長に読み替えて、適用するということになってございますので、審議会の運営規則でありますけれど、これを部会においても準用するという考え方でございます。

以上、運営規則の案の御提案でございます。

よろしく、御審議の方、お願いします。

○大野議長

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆さまから、只今の御説明に関しまして御質問や御意見ございませんでしょうか。

ございませんか。

はい、特に御意見等がないようでしたら、本審議会の運営規則につきましては、案のとおり承認し、本日付けをもって審議会決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございました。

○事務局（大森課長補佐）

「近畿地方年金記録訂正審議会運営規則」につきましては、只今の審議をもちまして決定されましたことを報告いたします。

【議題3】 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○大野議長

はい、それでは続きまして、議題の3番目、本審議会の「会長代行」並びに、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」の指名に入ります。事務局から指名について御説明ください。

○事務局（大森課長補佐）

お手元の「参考」「地方年金記録訂正審議会について」の最後のページを御覧ください。こちらは「地方年金記録訂正審議会の概要でございます。中程、上から7つ目の○のところです。会長代行につきましては、第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」こととされております。

また、同規則の第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、そして、同条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。その上で、先ほど、本審議会にあっては、議題2で承認いただきました運営規則第4条において、「7以内の部会を置くことができる」としたところでございます。

○大野議長

それでは、これから、私の方で、これら「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「それぞれの部会長」の指名にあたっての検討を行いますので、暫く休憩といたします。事務局より再開時間について説明してください。

○事務局（大森課長補佐）

只今から約10分後の、3時35分に審議会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

○大野議長

よろしいですか。それでは事務局は、本日の会議が引き続き成立していることの確認を、再度行ってください。

○事務局（日野林課長）

私の方から報告させていただきます。

委員 28 名に対しまして、引き続き 25 名の委員の先生方に出席をいただいております、地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項の規程に基づき、引き続き本会議が成立していることを報告させていただきます。

○大野議長

はい、それでは、事務局は、部会に属すべき委員一覧表を委員の皆さんに配付してください。

よろしいでしょうか。それでは、私から「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」の指名を行います。委員の皆さんは、ただいま事務局から配付してもらいました、部会に属すべき委員一覧表を御覧ください。

まず、一覧表の上の枠内の、会長の下に記載させていただきましたが、川村哲二委員を会長代行に指名します。川村哲二会長代行におかれましては、私が出席できない場合や委員の改選期において、会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いします。

続いて、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」を指名します。本審議会には、7つの部会を設置することとし、

第1部会は、石谷隆子委員、南部久夫委員、高熊重勝委員と私の4名で構成することとし、部会長は私が行うことにいたします。

第2部会は、松村信夫委員、中嶋廣美委員、早澤照一委員、谷山良子委員の4名で構成することとし、部会長には松村信夫委員を指名します。

第3部会は、濱和哲委員、米子ふくみ委員、吉岡奈美委員、小牧美江委員の4名で構成することとし、部会長には濱和哲委員を指名いたします。

第4部会は、川村哲二委員、中石慶子委員、山下大委員、田中雅子委員の4名で構成することとし、部会長には川村哲二委員を指名いたします。

第5部会は、関戸一考委員、河村潤子委員、渡辺善雄委員、塩雅晴委員の4名で構成することとし、部会長には関戸一考委員を指名いたします。

第6部会は、岸本由起子委員、樽谷かず子委員、大串恵子委員、鈴木哲委員の4名で構成することとし、部会長には岸本由起子委員を指名いたします。

第7部会は、東尚吾委員、那須厚郎委員、溝渕一也委員、吉井寛委員の4名で構成することとし、部会長には東尚吾委員を指名いたします。

続きまして、今後の審議会の総会の開催は、必要な都度、私が招集いたしますが、委員の皆さまにおかれては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、近畿厚生局長

から諮問があった年金記録訂正請求の個別事案を御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【議題4】その他について

○大野議長

続きまして、4番目の議題「その他」に入ります。先ほど、本審議会の組織や運営に関する骨格につきまして、運営規則として決定しました。今後、各部会において個別請求事案の審議が始まっていくわけでありますが、それに先だって、本審議会として決めておかなければならない事務手続や各部会長の意思決定に関するルールが必要となります。

当面必要となる事務手続やルールを、事務局に用意させておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大森課長補佐）

事務手続やルールを説明する前に、まず、本審議会の運営規則第9条の規程では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。会議の公開・非公開の判断について、会長に御判断いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大野議長

それでは、ここで改めて、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断します。

まず、本日の議題1から議題3までの議事につきましては、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断し、非公開とする理由が認められませんので公開とします。

事務局は、本審議会の運営規則第12条第1項及び第2項の規程により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて近畿厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規程に基づき、議事録を作成し、同じように公開してください。

なお、同条第4項の規程により、議事録の署名人として、私の他に、石谷隆子委員と岸本由起子委員の2名を指名しますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、私と石谷隆子委員、岸本由起子委員に送付し、確認の上、署名をもらってください。石谷隆子委員、岸本由起子委員には、よろしく申し上げます。

また、ここからの議事につきましては、本審議会内の事務手続や運営に関する会長又は部会長の意思決定にかかわるルールが含まれますので、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があると認め、議事及び資料は「非公開」とします。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

特に御異議がございませんので、それでは傍聴の方は退席をお願いします。

(以降非公開)